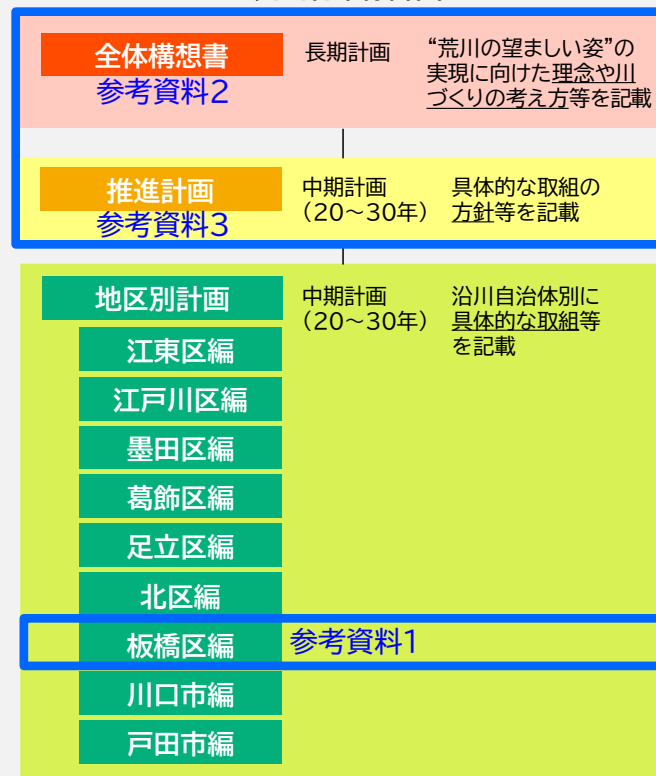


「荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】」(素案)について

1 荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】改定の背景

- ・荒川将来像計画は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取り組みをとりまとめたものです。
- ・大きく3つの計画(全体構想書、推進計画、地区別計画)から構成されています。
- ・全体構想書の策定から約25年、推進計画の策定から約10年経過したことを踏まえ、令和元年度より荒川下流河川事務所及び沿川2市7区で、現計画が抱える課題について協議してきました。
- ・気候変動等の新たな課題も踏まえ、「荒川の将来を考える協議会※」において計画改定が必要であると判断し、令和6年1月26日に荒川下流河川事務所が主体となり全体構想書、推進計画を改定しました。
- ・全体構想書、推進計画の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となり、それぞれの地区を対象とした地区別計画を改定する運びとなつたため、板橋区においても地区別計画【板橋区】を改定します。

荒川将来像計画



令和6年1月:
荒川下流河川事務所が主体となり改定済

地区別計画:
全体構想、推進計画の改定を受けそれぞれの自治体が主体となり、各地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と維持・管理の方針を取りまとめる形で改定

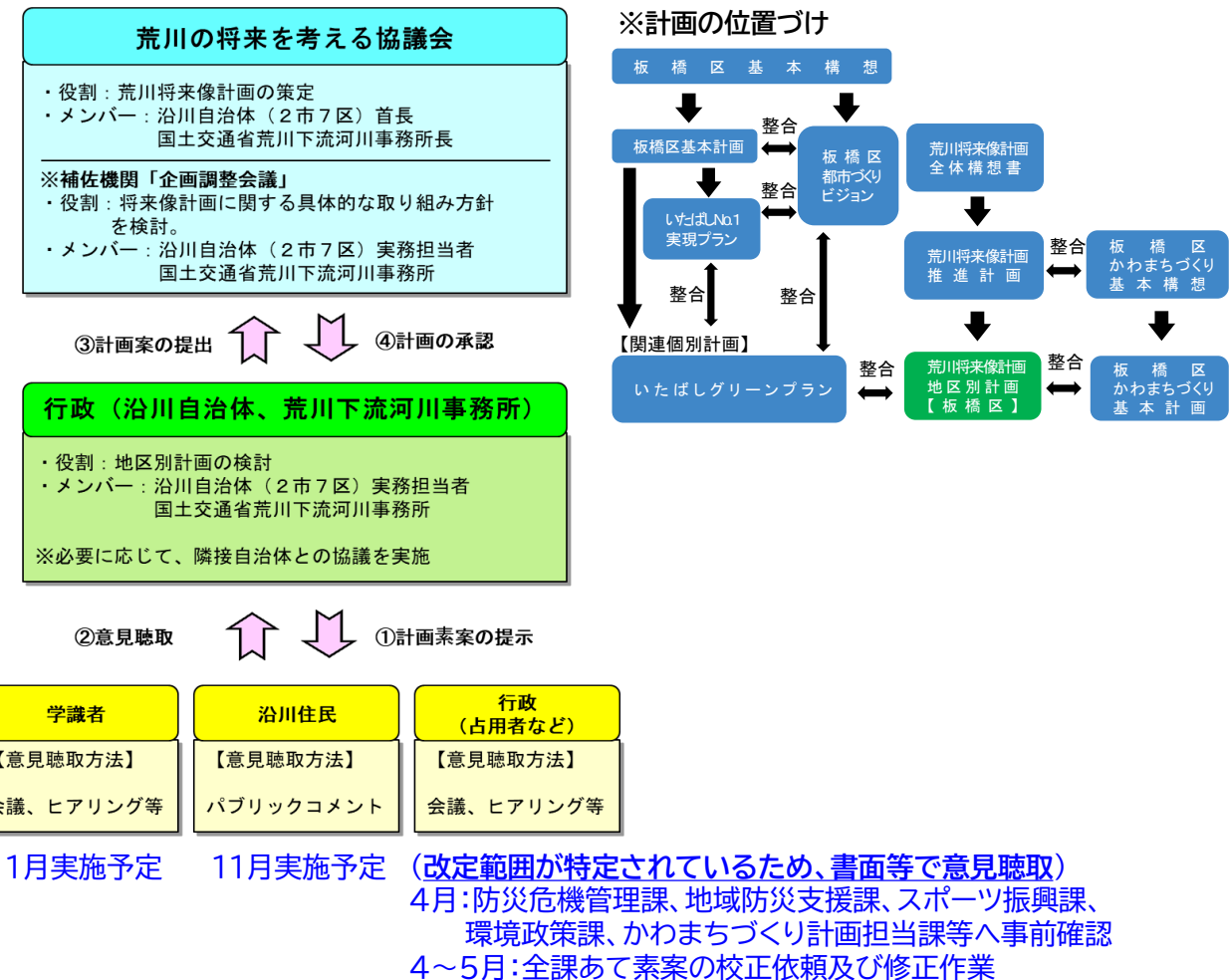
令和8年:板橋区において改定予定

※荒川の将来を考える協議会

- ・荒川の将来を考える協議会は、長期的・広域的な視野から、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての行政機関の合意形成とその推進を図りながら、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを設立目的としています。
- ・メンバー構成は、戸田市長、川口市長、板橋区長、北区長、足立区長、葛飾区長、墨田区長、江東区長、江戸川区長、国土交通省 荒川下流河川事務所長となっています。

2 検討体制

いたばしグリーンプラン2035や板橋区かわまちづくり基本計画と整合を図り、河川・水辺環境の保全や利活用に向けて、取組を推進していきます。



3 改定スケジュール

時期	項目
令和7年10月	(素案・パブリックコメント)庁議
11月	(素案・パブリックコメント)都市建設委員会(区議会)
11月	パブリックコメント、有識者への意見聴取実施
令和8年 1月	(原案)庁議
2月	(原案)都市建設委員会(区議会)
3月	(原案)第40回荒川の将来を考える協議会報告
4月	地区別計画(板橋区編)改定版の公表

「荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】」(素案)について

4 改定のポイント

- ・地区別計画については、共通項目が荒川下流河川事務所から示されており、荒川下流部の沿川自治体は「荒川の川づくりの考え方」や「ブロック別計画」などを個別に改定します。

荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】目次

共通	1. 地区別計画とは 1-1
個別	1.1. 地区別計画の位置づけ 1-1
共通	1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念 1-3
個別	1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して 1-3
共通	1.2.2. 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!) 1-5
個別	1.3. 検討体制 1-6
共通	2. 荒川の川づくりの考え方 2-1
個別	2.1. まちづくりの中での荒川の役割 2-1
共通	2.2. 川づくりの基本方針 2-2
個別	2.3. 土地利用計画 2-4
共通	2.4. ブロック別計画 2-5
個別	2.4.1. 現況土地利用 2-5
共通	2.4.2. ブロック区分 2-6
個別	2.4.3. ブロック別計画 2-6
共通	3. 荒川の維持・管理の考え方 3-1
個別	3.1. 基本的な考え方 3-1
共通	3.1.1. 維持・管理の検討背景 3-1
個別	3.1.2. 維持・管理上の課題 3-2
共通	3.1.3. 維持・管理の手法 3-2
個別	3.2. 行政と沿川住民の役割 3-3
共通	3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理 3-3
個別	3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理 3-4
共通	3.2.3. 沿川住民が行う維持管理 3-4
個別	3.2.4. 協働で行う維持管理 3-5
共通	3.3. 河川敷の占用状況 3-6
個別	3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み 3-7
共通	4. 地区別計画の実施 4-1
個別	4.1. 推進の仕組み 4-1
共通	4.2. 地区別計画書の周知 4-1
個別	4.3. 地区別計画のフォローアップ 4-1
共通	4.4. 地区別計画の変更プロセス 4-2

【ゾーニングと土地利用区分の考え方】

この区分に基づき、土地利用区分を設定します。

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分	新しい区分	
		目的	利用例
自然系ゾーン	自然保全地	現存する自然環境を保全する 荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施	モニタリング調査
	自然利用地	市民が自然環境に親しむ 誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草摘み、虫取り
	多目的地	多目的に利用 誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に入出入りできる緑地・公園、休憩施設等
	ゴルフ場	ゴルフに利用 市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討	ゴルフ
	土砂仮置き場	治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用 仮置き場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施	河川工事の施行用地
利用系ゾーン	グラウンド（各種競技場）	ゴルフ以外の特定スポーツで利用 芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
	その他	スポーツ以外の特定の目的で利用	利用施設（休憩施設、ベンチ・四阿、トイレ、駐車場）、船着場、緊急用河川敷道路等

新河岸・舟渡ブロック付近の荒川



5 地区別計画(板橋区編)の概要

【荒川の川づくりの考え方】

<コンセプト>

うるおいのある水辺空間の創出に向けた荒川河川敷の魅力と機能向上

<基本方針>

- にぎわいの創出と利便性の向上
- 自然環境の維持・機能向上
- 防災機能の充実
- 協働による川づくりの推進

<取組内容>

○各ゾーンをつなぐ連鎖的な水辺空間の創出

- ・プロムナードや親水護岸の整備

○荒川戸田橋陸上競技場と草地広場の活用

- ・ラグビー場の整備、大規模イベント等の拠点づくり

○下流側戸田橋付近のにぎわい創出

- ・マウンテンバイクコース等の整備
- ・キッチンカーやトイレ等、駐車場周辺施設の充実

○中規模自然地の再整備と生物生態園の活用

- ・親水広場、屋外体験施設、カフェ・レストラン機能の設置
- ・リサイクルプラザや自然地の利活用を推進
- ・生物生態園をみどりの拠点として活用

○災害時における河川敷の効果的な活用に向けた取組

- ・避難場所としての機能維持
- ・荒川下流防災施設活用計画等、防災計画の充実・改善
- ・堤防上部に連絡通路を整備し、水害時避難ルートを確保

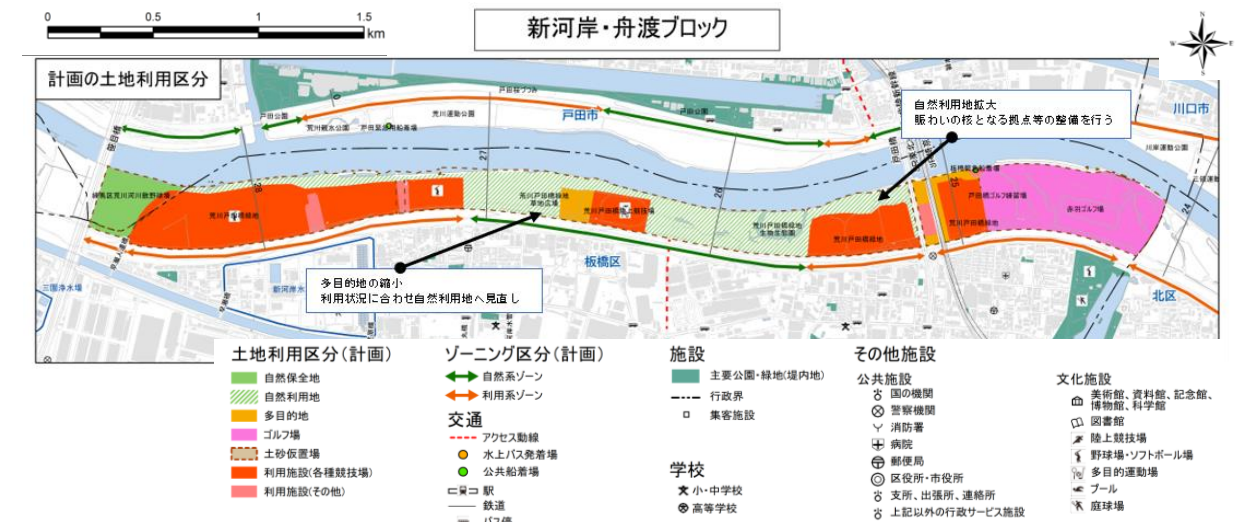
○利用ルール徹底と協働による川づくりの継続・発展

- ・荒川下流河川敷利用ルールの徹底、周知活動の強化
- ・維持管理の官民連携の仕組みづくり

【ブロック別計画(土地利用計画)】

地区別計画では、現状の利用状況や推進計画におけるゾーニングの見直しを踏まえ、板橋区の土地利用区分を以下の通り見直しました。

○利用者が自然に親しめるよう自然利用地拡大 ○利用状況から多目的地縮小



荒川将来像計画 地区別計画 【板橋区】

荒川の将来を考える協議会



NEXT ARAKAWA

まえがき

区内を流れる荒川の下流部は、明治末期の 2 度の大洪水を契機として洪水からまちを守るために作られた人工の放水路ですが、完成して約 100 年経った現在では人工のものとは思えないほど、一つの風景としてすっかり地域に定着し親しまれています。

この荒川（荒川の下流部分）を巡っては、生物多様性の要所となり、身近な自然とのふれあいをもたらし、心豊かで快適な暮らしに欠かせない場、また、イベント・スポーツ・レクリエーションを楽しめる場、さらには、地震時の資材輸送路や物資搬入の場として、多様な機能が求められています。

「荒川将来像計画」は荒川下流部の河川環境の整備と保全について、「荒川の荒川らしさとは何か」という視点から、様々な意見を幅広く聴き、荒川の将来の姿を提示したものです。「荒川将来像計画」は荒川の下流部全体を対象に目指すべき川づくりを示す「全体構想書」と、今後概ね 20～30 年に実施する具体的な取組をまとめた「推進計画」及び沿川自治体ごとに実施する具体的な取組事項等をまとめた「地区別計画」の 3 部構成となっています。これらの計画は、平成 8(1996)年に「荒川将来像計画全体構想書 1996（以降、全体構想書 1996）」及び「荒川将来像計画地区計画書（以降、地区計画書）」が策定されました。その後「荒川将来像計画 2010 推進計画（以降、2010 推進計画）」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画（以降、2010 地区別計画）」が策定され、沿川住民の協力を基に、「荒川将来像計画」の実現に取り組んで参りました。

この度、「全体構想書 1996」の策定から約 25 年、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」の策定から約 10 年が経過したことから、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「全体構想書 1996」、「2010 推進計画」、「2010 地区別計画」を改定する運びとなりました。

本「荒川将来像計画地区別計画（令和 7(2025)年〇月策定、以降、地区別計画）」は、「全体構想書 1996」及び「2010 推進計画」が「荒川将来像計画全体構想書（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、全体構想書）」及び「荒川将来像推進計画（令和 6(2024)年 1 月策定、以降、推進計画）」として改定されたことを踏まえ、荒川下流部の沿川自治体（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市及び戸田市）が沿川住民と協働で川づくりを行うための具体的な取組事項等をそれぞれ取りまとめたものです。

なお、地区別計画は、荒川下流部の沿川自治体と当該区間を管理している国土交通省荒川下流河川事務所で構成される「荒川の将来を考える協議会」により検討し、あらゆる人の意見を踏まえ、沿川自治体が主体となって策定したものです。

荒川の将来を考える協議会

板橋区長

国土交通省荒川下流河川事務所長

荒川将来像計画 地区別計画【板橋区】目次

1. 地区別計画とは	1-1
1.1. 地区別計画の位置づけ	1-1
1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念	1-3
1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり”を目指して	1-3
1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)	1-5
1.3. 検討体制	1-6
2. 荒川の川づくりの考え方	2-1
2.1. まちづくりの中での荒川の役割	2-1
2.2. 川づくりの基本方針	2-2
2.3. 土地利用計画	2-4
2.4. ブロック別計画	2-5
2.4.1. 現況土地利用	2-5
2.4.2. ブロック区分	2-6
2.4.3. ブロック別計画	2-6
3. 荒川の維持・管理の考え方	3-1
3.1. 基本的な考え方	3-1
3.1.1. 維持・管理の検討背景	3-1
3.1.2. 維持・管理上の課題	3-2
3.1.3. 維持・管理の手法	3-2
3.2. 行政と沿川住民の役割	3-3
3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理	3-3
3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理	3-4
3.2.3. 沿川住民が行う維持管理	3-4
3.2.4. 協働で行う維持管理	3-5
3.3. 河川敷の占用状況	3-6
3.4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み	3-7
4. 地区別計画の実施	4-1
4.1. 推進の仕組み	4-1
4.2. 地区別計画書の周知	4-1
4.3. 地区別計画のフォローアップ	4-1
4.4. 地区別計画の変更プロセス	4-2

1. 地区別計画とは

第1章では、地区別計画の位置づけ、理念、検討体制など、地区別計画のあらましを示します。

1.1. 地区別計画の位置づけ

荒川将来像計画は、河川法等現行法制度の中で明確に位置づけられているものではありませんが、「荒川水系河川整備基本方針」、「荒川水系河川整備計画」、「荒川水系河川環境管理基本計画」における荒川下流部の河川環境の整備と保全に関する事項を具体化したものです。

今後、沿川自治体・国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえて荒川の整備や維持管理を実施していきます。

地区別計画は、「推進計画」の改定を受け、荒川下流部の沿川自治体が主体となって、それぞれの地区における今後概ね20～30年間の川づくりの取組と今後の維持・管理の方針を取りまとめたものです。

本計画では、これまでの河川整備・保全の成果・効果を継続的に発現するための取組と沿川住民との協働による河川管理を進めていくことを記載しています。

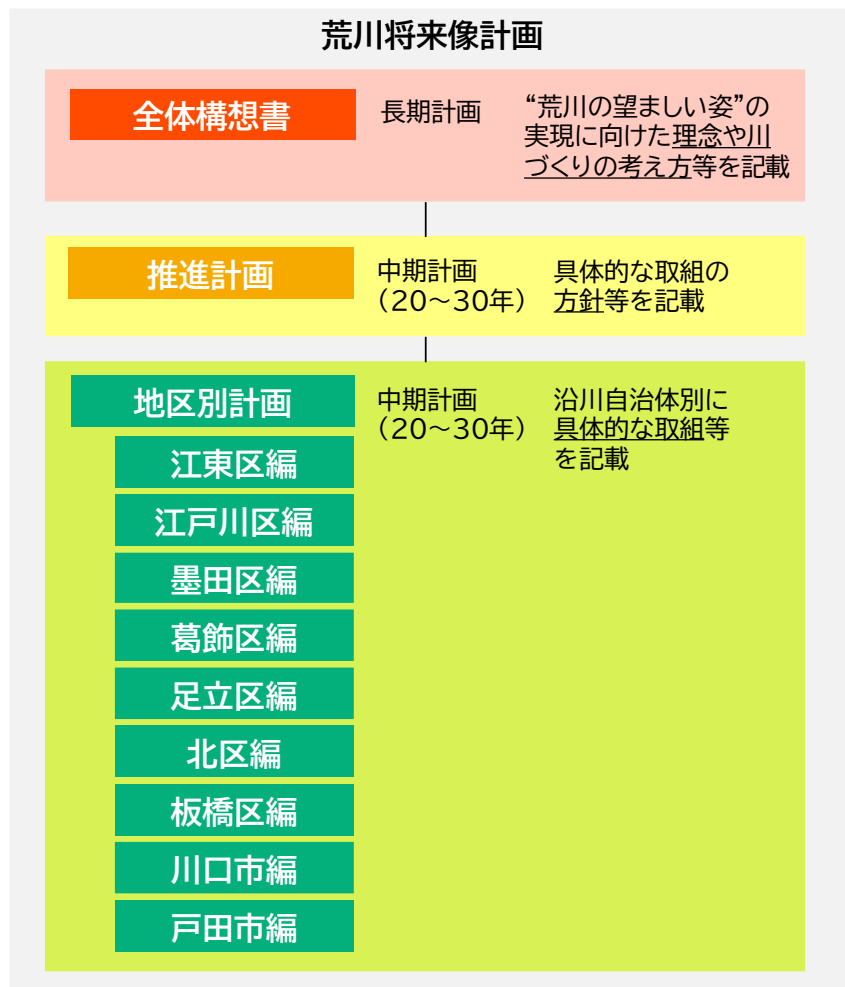


図 1-1 地区別計画の位置づけ

1.2. 荒川将来像計画における川づくりの理念

放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進むとともに、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進みました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。

一方で、令和元年東日本台風では、荒川下流部においては、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。

現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。

荒川将来像計画では、このような経緯を踏まえて、「川づくりの理念」を設定しています。

1.2.1. “健康・Well-Being な川づくり” を目指して

「全体構想書」では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスの取れた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり” をテーマとし、荒川と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指していきます。

荒川下流部は、荒川及び隅田川沿江市街地を洪水被害から人命と財産を守ることを最優先とした人工放水路ですが、通水以来 100 年に及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなく、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など多様な機能が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。

また、荒川下流部では、これまで各団体等が積極的な河川維持・環境保全活動を行ってきました。各団体等がパートナーシップを構築し連携を深めることで、荒川を持続的に育てていくことができ、それによって実現する荒川の河川空間を「荒川下流グリーンインフラ」として位置づけています。

「地区別計画」では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・Well-Being な川づくり” を目指していきます。

す。

●多くの生き物を育む荒川

(取組内容)

荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。

●河川空間の節度ある利用ができる荒川

(取組内容)

河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成するとともに、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。

また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があります、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。

●安心して快適な暮らしができる安全な荒川

(取組内容)

水害から沿川住民の生命と財産を守る治水事業を推進するとともに、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。

また、平常時より非常時を意識し、地震時を対象にした「防災施設活用計画」等を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場(リバーステーション)を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。

●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

(取組内容)

荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。

●きれいで豊かな水が流れる荒川

(取組内容)

荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。

1.2.2. 流域治水(River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Beingな川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

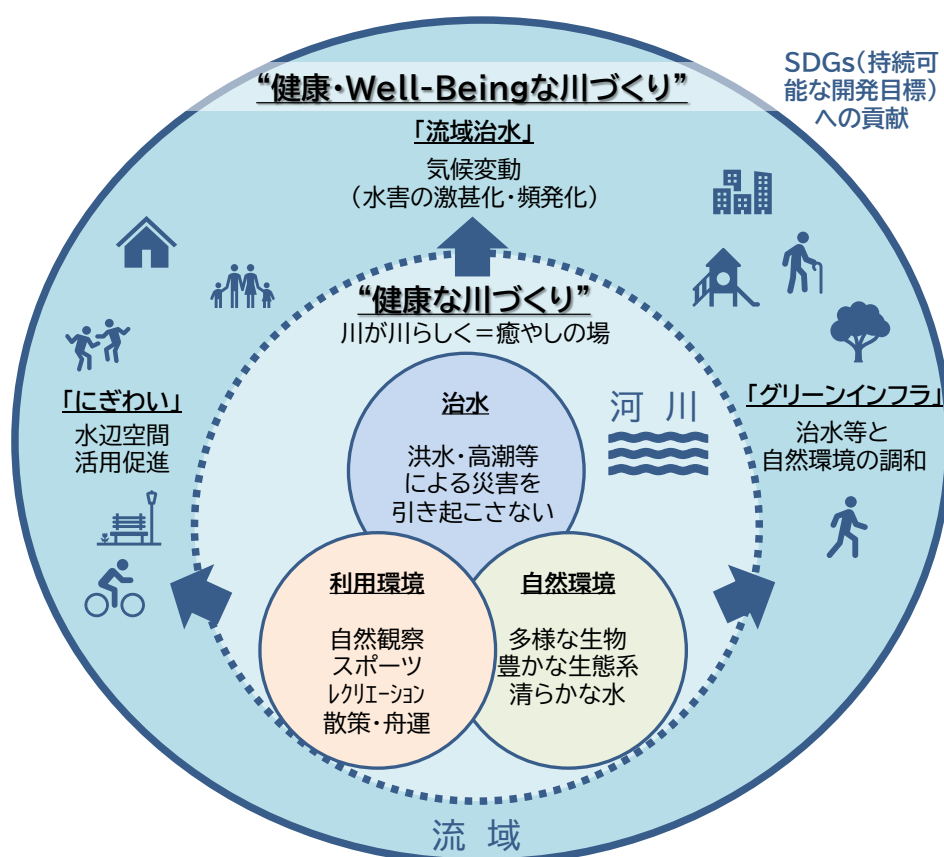


図 1-2 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

1.3. 検討体制

地区別計画は、沿川自治体及び荒川下流河川事務所により原案を作成したうえで、パブリックコメント・学識経験者からの助言、主たる占有者や沿川自治体からの意見聴取結果に基づき策定や改定を行います。

地区別計画策定後は、ブロックごとの取組内容の進捗状況の把握や、河川敷の利用状況等を把握するため、定期的にフォローアップを実施し、必要に応じて内容の見直しを図ります。

なお、地区別計画のフォローアップ結果に応じて、今後の対応等を継続的に検討するものとします。

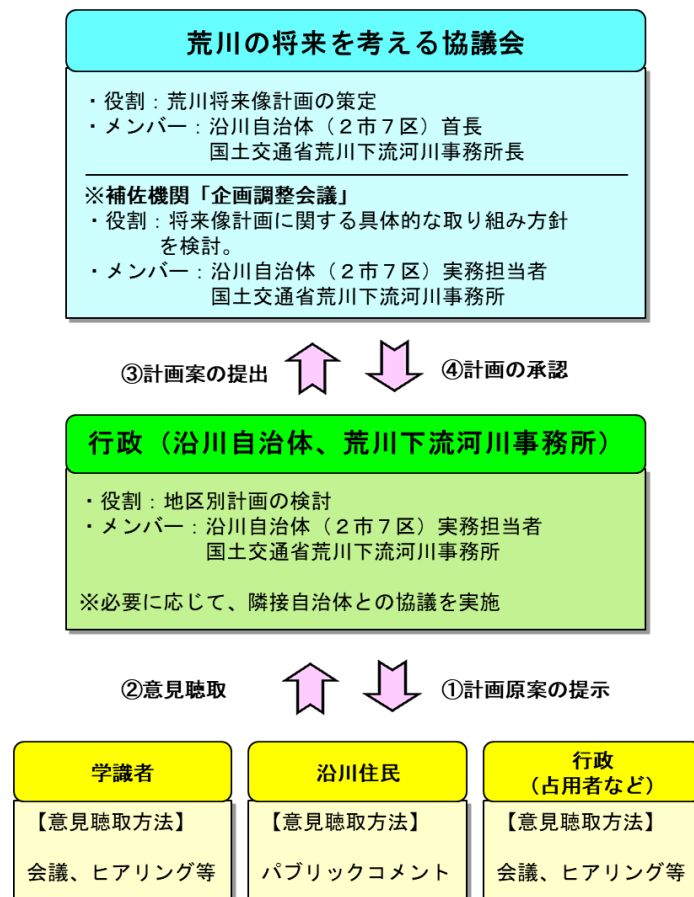


図 1-3 地区別計画の検討体制

2. 荒川の川づくりの考え方

地区別計画は、「荒川将来像計画」の策定からこれまでの整備の進捗状況、成果や課題を明らかにしたうえで、今後の望ましい姿をブロック別計画として示すものです。第2章では、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を実現するための方針や土地利用計画、ブロック別の具体的な取組の内容を示します。

2.1. まちづくりの中での荒川の役割

板橋区の荒川戸田橋緑地は、区内の都市公園面積の31.4%を占めており、令和8年策定の板橋区みどりの基本計画「いたばしグリーンプラン 2035」において、荒川はいたばし崖線や石神井川と共にみどりと水の骨格軸の1つとして位置づけています。

広大なオープンスペースを有する荒川河川敷は、スポーツやレクリエーションの拠点として、あるいは春のマラソン大会、夏の花火大会とイベント等にも活用されています。

また、来るべき大震災の時には、避難場所であると同時に、水上輸送やヘリコプター等の発着地点となることから、援助物資を大量輸送できる物流拠点としても、大きな役割を担うことになります。

板橋区では「光と風の荒川」整備事業として、国土交通省の荒川河川敷嵩上げ工事に併せて、「自然と共生する野外レクリエーションゾーン」として河川敷の整備を進めてきました。

令和3年度には、国土交通省のかわまちづくり計画に登録され、にぎわい創出に加え、水害対策を目的とした新河岸陸上競技場と荒川堤防天端をつなぐ連絡通路の整備を進めています。にぎわい創出に向けては、令和7年度に「板橋区かわまちづくり基本計画」を策定（予定）し、荒川河川敷が区民に愛され、そして誇りとなるとともに、多くの区民が集う水辺空間の形成を目指します。

地区別計画【板橋区】は、いたばしグリーンプラン2035や板橋区かわまちづくり基本計画と整合を図り、河川・水辺環境の保全や利活用に向けて、取組を推進していきます。

2.2. 川づくりの基本方針

<コンセプト>

うるおいのある水辺空間の創出に向けた荒川河川敷の魅力と機能向上

荒川は都市化された板橋区における貴重な空間となっています。豊富な自然環境やスポーツやイベント等の拠点となる広大なオープンスペースなど、荒川が有する様々な機能を活かしながら、うるおいのある水辺空間の創出に向けて、新たな魅力を創造するとともに、既存機能の充実を図っていきます。



<基本方針>

1 にぎわいの創出と利便性の向上

- ・ 新たな利用者層を獲得し、河川空間を訪れる人々を増やしていくため、区のブランドとなる充実したコンテンツを創出します。
- ・ 体育施設等をはじめとした河川空間利用者の利便性向上のため、既存機能の充実を図ります。

2 自然環境の維持・機能向上

- ・ 豊富なみどりや河川環境等を守るため、自然地に配慮し、自然環境の維持を図ります。

-
- ・ サンクチュアリが特徴的な生物生態園等の自然環境を活かし、みどりや水辺空間の利活用を促進します。

3 防災機能の充実

- ・ 防災機関等との連携を深め、地震等の災害時に有効に運用できるオープンスペースとしての機能を更に高めるため、利活用を推進します。
- ・ 緊急一時退避場所等の整備が進んでいる舟渡・新河岸地区において、高台まちづくりによる水防災に取り組んでいきます。

4 協働による川づくりの推進

- ・ 誰もが荒川河川敷で気持ちよく過ごせるために2市10区で定めた荒川下流河川敷利用ルールの徹底を図っていきます。
- ・ 区民と行政（河川管理者・公園管理者）の役割分担を明確化し、区民が取り組む管理を継続的・効果的・効率的に進めることができる連携の仕組みづくりを構築していきます。

2.3. 土地利用計画

荒川将来像計画では、荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、河川敷の土地利用を以下に示す6つに分類することとしております。

また、推進計画においては、現状の河川敷利用状況を踏まえながら、今後概ね20～30年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていく「自然系ゾーン」、主にスポーツグラウンドや公園・緑地等の適切な利用を図っていく「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととされています。

地区別計画では、このゾーニングに基づき、現状の利用状況や沿川住民の意見を踏まえ、以下に示す区分に従って水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分を設定します。また、土地利用計画の実施にあたっては、必要に応じて河川敷が隣接する若しくは対岸の自治体間での連携に留意することも検討します。

表 2-1 荒川将来像計画におけるゾーニングと土地利用区分の考え方

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分	
			目的	利用例
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する (荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理を実施)	モニタリング調査
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ (誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管理を実施)	自然体験活動、自然観察、釣り、散策、サイクリング、草摘み、虫取り
	利用 地	多目的地	多目的に利用 (誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施)	散策、サイクリング、ピクニック、球技以外のスポーツなどを含む誰もが自由に出入りできる緑地・公園・休憩施設等
		ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討)	ゴルフ
		土砂仮置場	治水整備に伴う土砂の仮置場として利用する (仮置場として利用しない場合は、自然度の高い場所として維持管理を実施)	河川工事の施行用地
		利用施設	グラウンド (各種競技場)	野球、サッカー、テニス、ゲートボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で使用 利便施設(休憩施設、ベンチ・四阿(あずまや)、トイレ、駐車場)、船着場、緊急用河川敷道路等

2.4. ブロック別計画

川づくりの基本方針及び土地利用計画を受けて、地先の特性に応じて区分されたブロック毎の整備の考え方を示します。

2.4.1. 現況土地利用

板橋区の荒川河川敷は、河口から 24.2km～28.7km に位置しており、その低水路幅は約 150m です。河川敷の面積は、約 102ha であり、その内訳は自然地が約 30ha、グラウンドや公園・緑地、ゴルフ場等の利用地が約 72ha となっています。

表 2-2 現況土地利用
(令和 7 年度時点)

土地利用項目	面積
自然地	28.1ha
干潟(自然地)	1.7ha
多目的地	4.9ha
ゴルフ場	19.8ha
利用施設	47.3ha
土砂仮置き場	0.0ha

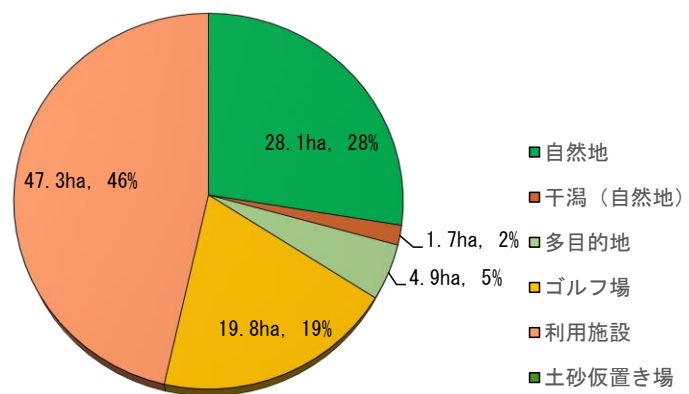


図 2-1 現況土地利用 (令和 7 年度時点)



利用施設



自然地 (生物生態園)

2.4.2. ブロック区分

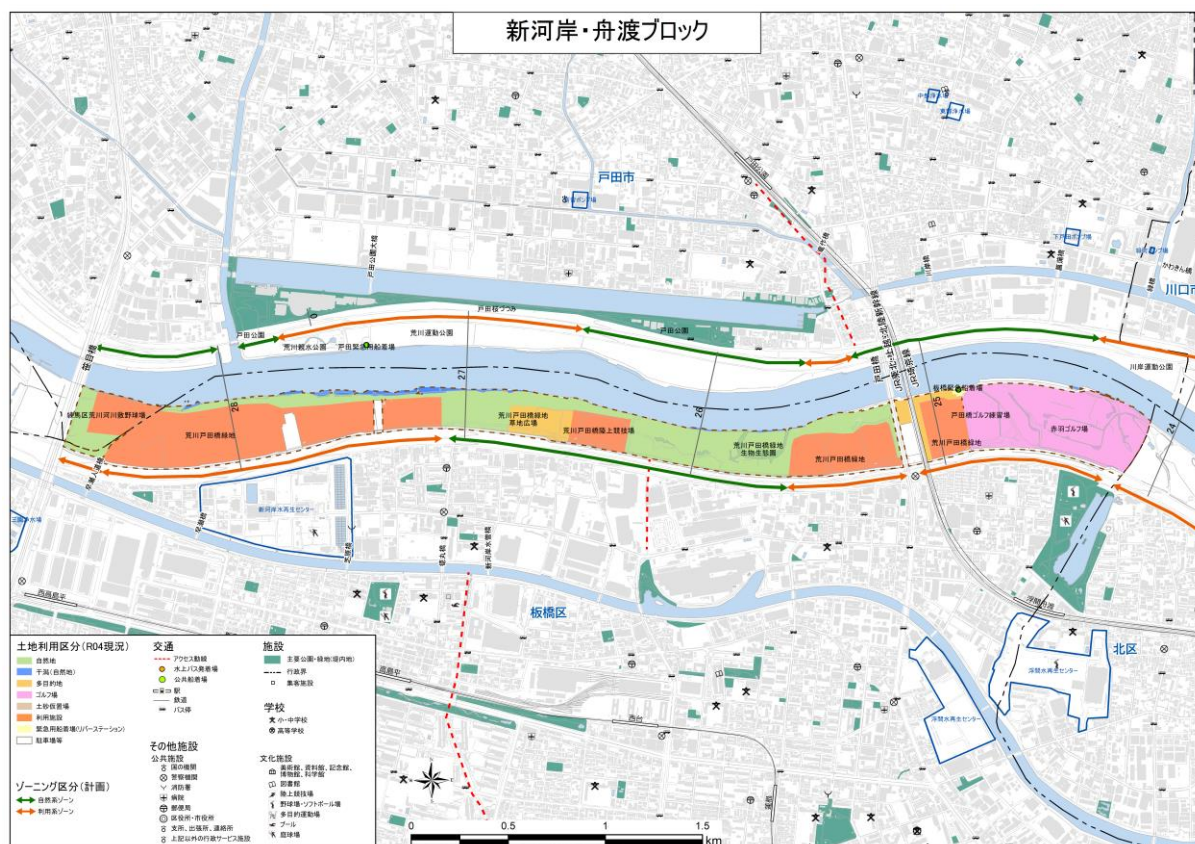


図 2-2 板橋区のブロック区分

2.4.3. ブロック別計画

(1) 新河岸・舟渡ブロック

1) ブロックの概況

- ・ 本ブロックは、区の最上流区境から最下流区境までの全域となります。
- ・ 上流側は、多くの野球場や駐車場のある利用系ゾーンとなっています。
- ・ 中流域は、多目的地である草地広場、自然地である中規模自然地・生物生態園、利用施設である陸上競技場が配置されている自然系ゾーンとなっています。
- ・ 下流側の戸田橋付近は、野球場、サッカー場、ゴルフ場のある利用系ゾーンとなっています。



新河岸・舟渡ブロック付近の荒川（26.2km～28.4km）

2) これまでの成果

①河川敷利用を促進するため、以下の整備を行いました。

- ・ スポーツグラウンドの整備（野球場、サッカー場、陸上競技場）
- ・ 草地広場の創出
- ・ 駐車場（戸田橋下流、上流野球場）
- ・ サービスステーション（トイレ、水飲み場）

②自然度向上のため、以下の取り組みました。

赤羽ゴルフ場における自然度向上

中規模自然地の開放

生物生態園の再整備

③震災時等の災害時における活用のため、以下の整備を行いました。

- ・ 緊急用河川敷道路の整備
- ・ 防災船着場（板橋リバーステーション）の整備
- ・ 河川敷における光ファイバーの敷設



上流側スポーツグラウンド



草地広場

3) 今後の取組課題

①にぎわい創出・河川敷利活用

○河川空間を訪れる主な人々は、荒川河川敷の大部分を占めている野球・サッカー等のスポーツ利用者や散策等であり、バーベキュー利用や水際・水面利用者等は少ない傾向となっています。

○荒川河川敷における滞在時間の短さ及び利用頻度の少なさの現状や、トイレ機能の満足度が低いこと、夏の猛暑対策等の休憩所や日よけ対策の必要性など、既存の施設等に関する課題があると言えます。

②自然度の維持・向上

○かわまちづくりによる整備を進めていくにあたっては、バッファゾーンの整備等の自然地への配慮や利用地の自然度向上等、大きな特徴である自然環境の維持・充実を図っていく必要があります。

○生物の貴重な生息・生育地となっている荒川の自然地については、自然地としてのまとまりの確保と質の維持を図り、エコロジカルネットワークの拠点としての機能を維持していくことが必要となっています。

○板橋区の行政区域外ではあるものの、笹目橋付近の「自然保全地」が未整備となっていますが、現在練馬区が硬式野球場として占用していることから、整備や管理の方法等について、引き続き検討していく必要があります。

③防災機能の充実

○大規模な震災が発生した際に、荒川にある防災施設を災害時に有効に活用する国の計画等とも連携し、防災機能をさらに高めていく必要があります。

○舟渡・新河岸地区では荒川氾濫時に浸水深5 m以上が想定されているため、「災害に強い首都」『東京』形成ビジョン」のモデル地区の選定を受け、水害対策として進め

ている「高台まちづくり」の取組を進めていく必要があります。

4) ブロック別計画

<ブロックの目標・整備方針>

- ①新たなスポーツ機能の拡充や水辺空間の利活用、屋外体験等のレクリエーションなど、にぎわいの核となる拠点等の整備に取り組むとともに、広大なオープンスペースを活用した大小様々なイベントや来訪者が憩える場の提供など、荒川河川敷への新たな利用者誘致に取り組みます。
- ②区民等のニーズが高いトイレ機能の改善や異常気象による夏の猛暑対策に資する休憩所・日よけ等の設置のほか、キッチンカー等の飲食機能など、既存施設等の充実により、利用者の利便性向上を図ります。
- ③土地利用計画を踏まえ、自然地への配慮や利用地の自然度向上などを図るとともに、エコロジカルネットワークの拠点として機能を維持しながら、自然環境の利活用に取り組みます。
- ④震災時における支援物資等の水上輸送拠点としての役割や水害対策である高台まちづくりのさらなる推進に向け、防災機能の充実を図ります。
- ⑤誰もが気持ちよく河川敷で過ごせるよう、利用ルール遵守を徹底するとともに、河川敷を守り、育てていくため、区民と行政との協働による川づくりを推進します。

<ブロックの取組内容>

○各ゾーンをつなぐ連鎖的な水辺空間の創出

- ・ 連鎖的な水辺空間の創出に向けて、プロムナードや親水護岸を整備し、荒川河川敷の回遊性向上、水際・水面活用を推進します。

○荒川戸田橋陸上競技場と草地広場の活用

- ・ スポーツ機能の拡充や様々なイベント開催に向けて、ラグビー場の整備や広大なオープンスペースを設けることで、大規模イベント等の拠点として活用を図ります。

○下流側戸田橋付近のにぎわい創出

- ・ 新たなアクティビティの提供やスポーツ利用者等の利便性向上を図るため、マウンテンバイクコース等の整備やキッチンカー・トイレ等、かわまちづくりの玄関口となる駐車場周辺の充実に取り組みます。

○中規模自然地の再整備と生物生態園の活用

- ・ 中規模自然地では、水辺の利活用に向けた親水広場の整備やバーベキュー・キャンプ等の屋外体験レクリエーション、カフェ・レストラン機能などを設けるとともに、リサイクルプラザや自然地の利活用を推進します。
- ・ 豊富なみどりや生物生態園のワンド等の地形を活かし、自然に触れ合え学べる機会を創出することで、みどりの拠点として活用します。

○災害時における河川敷の効果的な活用に向けた取組

- ・ 東京都から避難場所に指定されている荒川河川敷は、大規模な震災時に拡大することが想定される火災から一時的に逃れるためのオープンスペースとしての機能を有していることから、この機能は今後も維持していきます。
- ・ 首都圏で大規模地震が発生した場合に、緊急用河川敷道路、リバーステーション及び高水敷を有効・円滑に利活用し、迅速な災害対策活動を行うことを目的とした「荒川下流防災施設運用協議会」の中で策定された、「荒川下流防災施設活用計画」に基づき、今後、これらの災害時に活用する施設などを運用しながら、この計画の充実・改善を継続的に進めていきます。
- ・ 大規模水害が想定される場合、事前に安全性の高い地域への避難が前提となりますが、万が一事前避難が出来なかったときに備え、「緊急一時退避場所」の新河岸陸上競技場から荒川の堤防上部に連絡通路を整備し、脱出ルートを確保します。

○利用ルール of 徹底と協働による川づくりの継続・発展

- ・ 近年、高速自転車走行、ゴルフの練習、無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の使用や、不法工作物の設置、不法耕作、ごみの不法投棄等の不法行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっています。このため、荒川下流河川事務所、沿川 2 市 10 区、河川環境管理財団で定め、平成 22 年 4 月 1 日から運用を始めた「荒川下流河川敷利用ルール」の徹底を図ることとし、周知活動を強化していきます。
- ・ 自然地の維持管理にあたっては、区民と行政（河川管理者・公園管理者）の役割分担を明確化し、区民が取り組む管理を継続的・効果的・効率的に進めることができる連携の仕組みづくりを構築・発展させていきます。

＜板橋区のかわまちづくり＞

板橋区のかわまちづくりは、荒川河川敷の広大な空間と豊かなみどりを活かし、その魅力と機能の向上をめざすものです。「自然体験型アーバンリバーパーク」実現のため、にぎわい創出と区のかわまちづくりの特徴である防災の2つを軸に、次の5つの視点から整備や取組を推進します。

かわまちづくり推進の5つの視点と方向性		
にぎわいアップの バージョンアップ	視点1 区のブランドとなる充実したコンテンツの創出	方向性1 ○にぎわいの核となる拠点等整備 ○河川敷への新たな利用者誘致
	視点2 既存機能の充実	方向性2 ○既存施設等利用者の利便性向上 ○みどり・水辺の利活用促進
	視点3 公民連携の推進	方向性3 ○新たな民間活力の導入 ○関係指定管理者との連携促進及び機能向上
視点4 防災機能の充実		視点5 まちづくりとの連携
方向性4 ○国との連携による防災活用の推進 ○高台まちづくりによる水防災の取組促進		方向性5 ○まちをつなぐ交通アクセスの機能充実 ○高島平まちづくりとの連携・新たな価値創出

イメージ図が入ります

荒川下流河川敷利用ルール

荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。

利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。

✖ **禁止行為**

法律で禁止されている行為。

- ❶ ゴミの不法投棄は禁止です。
- ❷ たき火やゴミの焼却は禁止です。
- ❸ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。
- ❹ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。

❤ **マナー**

- ❶ 自転車、歩行者等は、お互いに接触しないように十分に配慮しましょう。
特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。
- ❷ 河川敷の道路に自転車を停めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

! **危険・迷惑行為**

危険行為

- ❶ バットやゴルフクラブなどは使用しない。
- ❷ バーベキューや煮炊きなどは行わない。
- ❸ 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

ただし、指定場所を除く。また、占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は除く。

迷惑行為

- ❹ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。
- ❺ 22時から翌朝6時までは花火をしない。

安全対策や防音対策などがない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。

★河川敷の道路の目的を理解して、かわろう!

河川敷の道路とは、堤防の上の道路や坂路、緊急用河川敷道路等のことです。
緊急用河川敷道路は、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備されています。平常時は一般に開放し、多くの方々に利用されています。いずれも**自転車専用の道路ではありません**。

★自転車事故の怖さを知って、かわろう!

自転車は免許が不要で、気軽に趣味やスポーツ等に活用されますが、あくまで「車両」です。交通ルールやマナーを無視した走行が原因で、交通事故の加害者となった場合には、重い賠償責任が問われることもあります。

- 自転車による事故は被害者になることもあれば、加害者になることもあります。
- 加害者となった場合、高額の損害賠償を払わなければならないこともあります。

自転車事故による裁判 【事故の概要及び賠償額】

歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会員の自転車が散歩中の77歳男性と衝突し、歩行者の男性が3日後に死亡した。(東京地裁 平成25年3月判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行者の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の障害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地裁 平成25年7月 判決)

賠償額
2,174万円

賠償額
9,521万円

※賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です。

令和4年7月作成

図 2-3 荒川下流河川敷利用ルール

※板橋区の荒川河川敷では、荒川戸田橋緑地草地広場内の芝生広場においてバーベキューをすることが可能です。ただし、この場合には東京都板橋区立公園条例に基づく許可が必要となります。

新河岸・舟渡ブロック

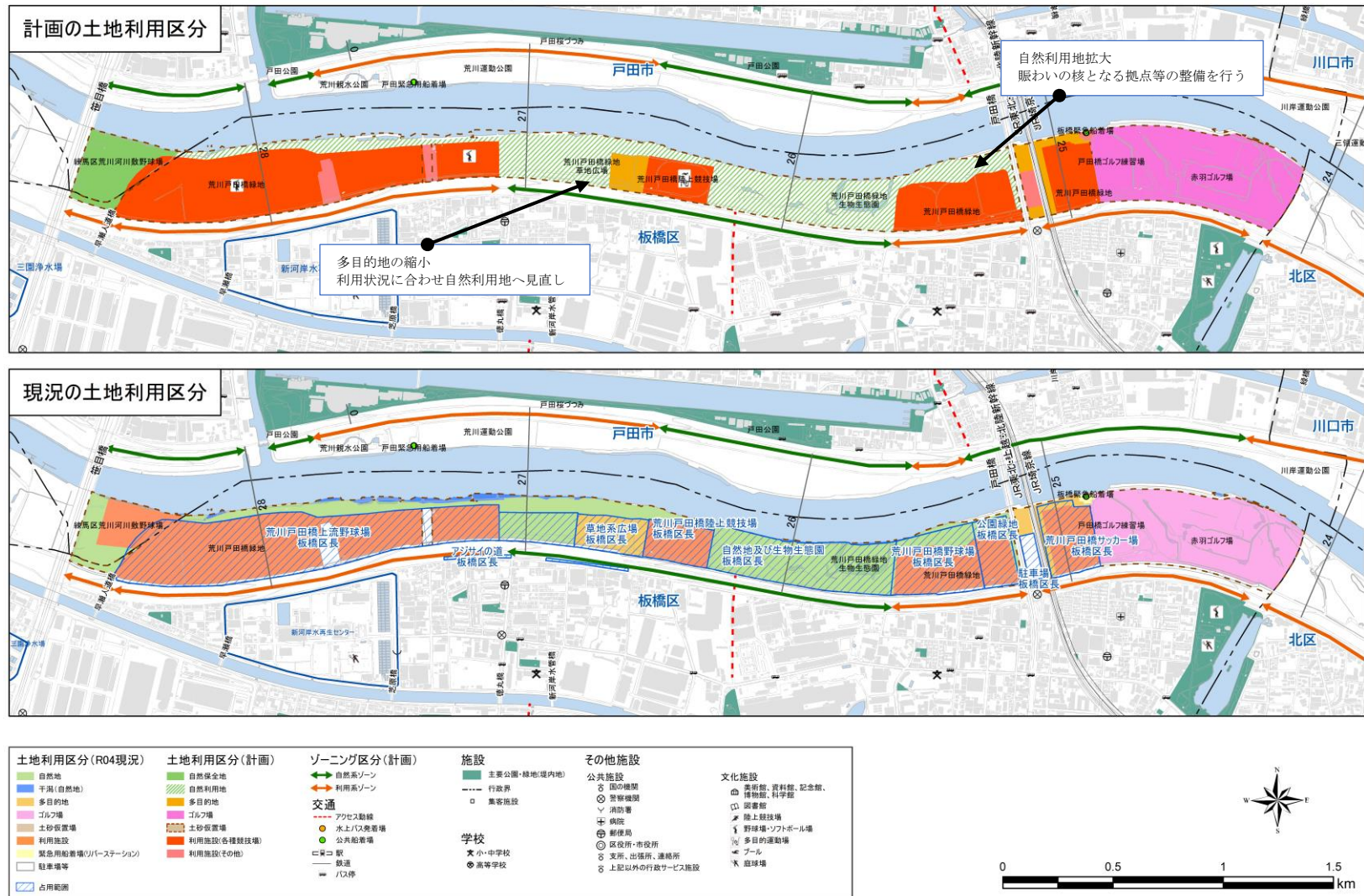


図 2-4 地区別計画の土地利用計画図

新河岸・舟渡ブロック

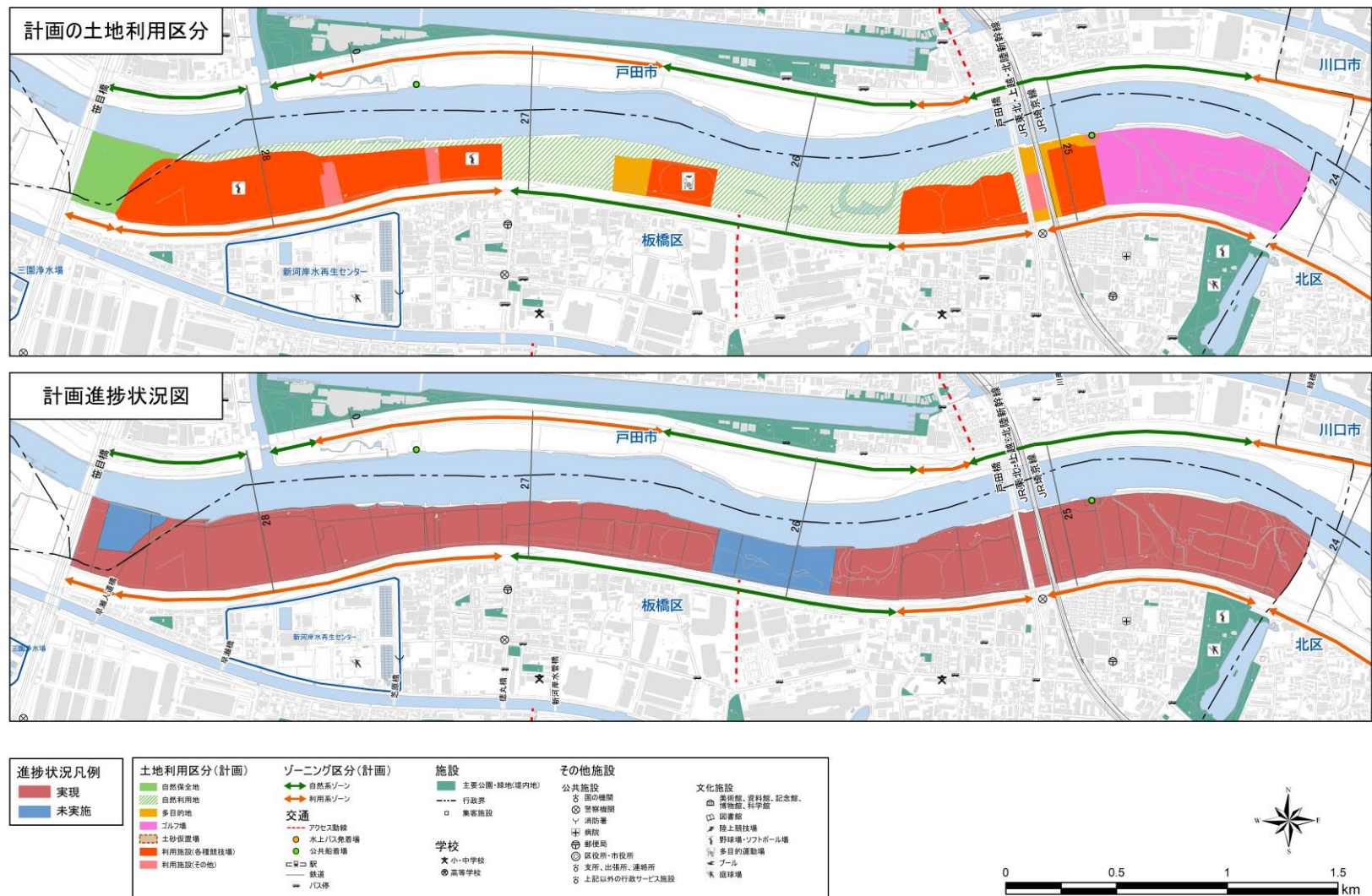


図 2-5 進捗状況図

3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画」の実現を目指し、これまで沿川住民と沿川自治体で協議を行い、各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も引き続き沿川住民と沿川自治体・荒川下流河川事務所との協働による荒川将来像計画の推進がますます重要です。

以上を受け、第3章では、沿川住民と沿川自治体や荒川下流河川事務所のなすべき役割分担を明らかにするとともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1. 基本的な考え方

3.1.1. 維持・管理の検討背景

地区別計画は、全体構想書や推進計画の方針に従い、沿川自治体ごとに概ね20～30年を目途とした具体的な実施計画を示したものです。

河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、沿川住民に親しまれている場所や、自然地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となってきます。また、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。一方で、住民活動の継続的な実施に向けては、ボランティアの高齢化と後継者が育たないことが課題として挙げられ、荒川を通じた環境学習による持続可能な社会の人材づくりが重要です。

さらに、これからの川づくり計画は、単に作るためだけのものではなく、荒川を守り育てていく計画としても機能することが大切です。今後は、更に多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指し、沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する沿川住民、企業等あらゆる関係者との協働により流域全体で荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2. 維持・管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、洪水時の漂着ごみの放置や不法居住、ごみの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷における利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。

また、利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、ゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ごみの不法投棄、ノーリードでの犬の散歩・糞の放置等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3. 維持・管理の手法

沿川住民に多種多様に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施すべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2. 行政と沿川住民の役割

沿川住民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と住民活動の役割分担を明確化し、沿川住民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「住民活動と行政の連携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため荒川下流河川事務所は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取組を行います。

沿川自治体は河川敷を利用する沿川住民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取組を行います。

沿川住民は公共空間である荒川河川敷において、ごみを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努めることが基本になります。

3.2.1. 河川管理者（荒川下流河川事務所）が行う維持管理

河川管理者（荒川下流河川事務所）は、荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取組を行っていきます。

「河川の現状把握」のための対策としては、測量、河道状況の把握、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等のパトロール、モニタリング、出水後の河道の状況把握などを行います。

「維持管理水準の確保」のための対策としては、堤防の草刈り等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕などを行っていきます。

「快適な利用の提供」としては、護岸、坂路、散策路などの施設に対する安全確保点検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

また、荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校を治水・防災、まちづくり、自然体験等の教育の場として活用し、持続可能な社会の人材づくりを進めます。具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。

3.2.2. 沿川自治体が行う維持管理

沿川自治体は、荒川の河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては大別して公園（自然地含む）とグラウンド部分の2つからなり、各々について以下のような維持管理をしていきます。

公園（自然地含む）については、ごみの清掃、除草やヨシの刈り取り、花壇管理、ベンチ等の施設の修繕を行います。

樹木については、剪定や健全度調査をするなど、ある程度人の手をいれた維持管理をしていきます。

グラウンド部分については、芝刈りやトイレ、ごみ等の清掃を行い、適切に維持管理をしていきます。

3.2.3. 沿川住民が行う維持管理

沿川住民が行う維持管理としては、通常時における節度のある利用（ごみは捨てない、マナーを守った利用）による適切な管理が期待されます。

また、ボランティアや団体活動の取組としては、動植物調査等による情報提供、外来種の駆除、クリーン活動、川の通信簿の実施、不法行為の監視などの、河川の状況を把握するための調査・巡視・定期点検や河川の維持管理水準を維持するために必要な活動、ワンド（池）・生物の生息空間等の管理や自然観察会等の実施などの、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

これらの維持管理を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組み作りも重要であると考えます。

沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP等で活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境を作っていきます。

維持管理や活動の資金の調達のためには、ESG投資のように持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。

このような民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて、引き続き検討していきます。

3.2.4. 協働で行う維持管理

荒川の良い河川空間を維持管理することは荒川下流河川事務所、板橋区、沿川住民それぞれが単独では行うことができません。お互いの役割分担を明確にし、それぞれの役割を果たすとともに、連携し協働した維持管理をしていくことが必要となります。

荒川下流河川事務所、板橋区及び沿川住民の役割分担の例を以下に示します。

表 3-1 維持管理の役割分担（例）

管理の手法 ※治水のための管理項目	管理の主体		
	荒川下流 河川事務所	沿川自治体	沿川住民
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集（測量）			
縦横断測量、平面測量（航空写真測量）、斜め写真撮影※	○		
○基本データ収集（河道状況把握）			
生き物の情報収集（鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫類調査、河川環境情報図の更新）	○	○	○
河川空間利用実態調査	○		
河川空間評価「川の通信簿」（国交省事業）の実施	○		○
外来種対策	○	○	○
水面利用の監視※	○		
○基本データ収集（水文調査）			
水位・水質観測※	○		
○河川区域等における不法行為の発見			
不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	○	○	
○日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング			
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	○		○
維持管理水準を維持するために実施するべき対策			
○河川敷の清掃管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	○	○	○
河川区域内の占用施設のごみ処理、トイレ・運動場等の清掃		○	○
○河川敷の植物管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
高水敷の占用施設の除草・大規模な機械除草、除草後の集草		○	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		○	○
○河川敷の施設管理（占用範囲外は荒川下流河川事務所、占用範囲内は自治体が管理）			
トイレ、遊具、ベンチ、安全柵、看板、園路、運動施設等の施設点検・修繕		○	
遊具の安全管理		○	
バリアフリー対策の実施	○	○	○
連携による池・ワンド・ビオトープ、園地の管理（植物管理）	○	○	○
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策			
河川構造物の修繕※	○		
○河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応			
住民（水防団）、自治体、国と連携した出水前・出水時の対応※	○	○	○
濁水時・水質事故時の対応※	○		
地震時の対応（緊急用河川敷道路、緊急用船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応）	○	○	
その他（火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応）	○	○	○
快適な利用の提供			
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認			
河川利用者の安全確保点検（護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路）	○	○	
○河川区域等における快適な利用			
利用情報（意向調査、苦情・要望、モニター等）の収集・提供	○	○	○
イベント、プログラムの実施（荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自然観察会等）	○	○	○
防災施設の平常時利用（リバーステーション、緊急用河川敷道路等の活用）	○	○	○
大学と連携した調査・研究		○	
維持管理のための活動支援（用具提供など）	○	○	○
維持管理のための仕組みづくり（組織・制度など）	○	○	○
○利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	○	○	○

3.3. 河川敷の占用状況

板橋区の占用状況は、図 3-1 のとおりです。占用区間については、前項の「3.2 行政と沿川住民の役割」を踏まえ、図 3-2 に示す維持管理のイメージに沿って維持・管理を行います。

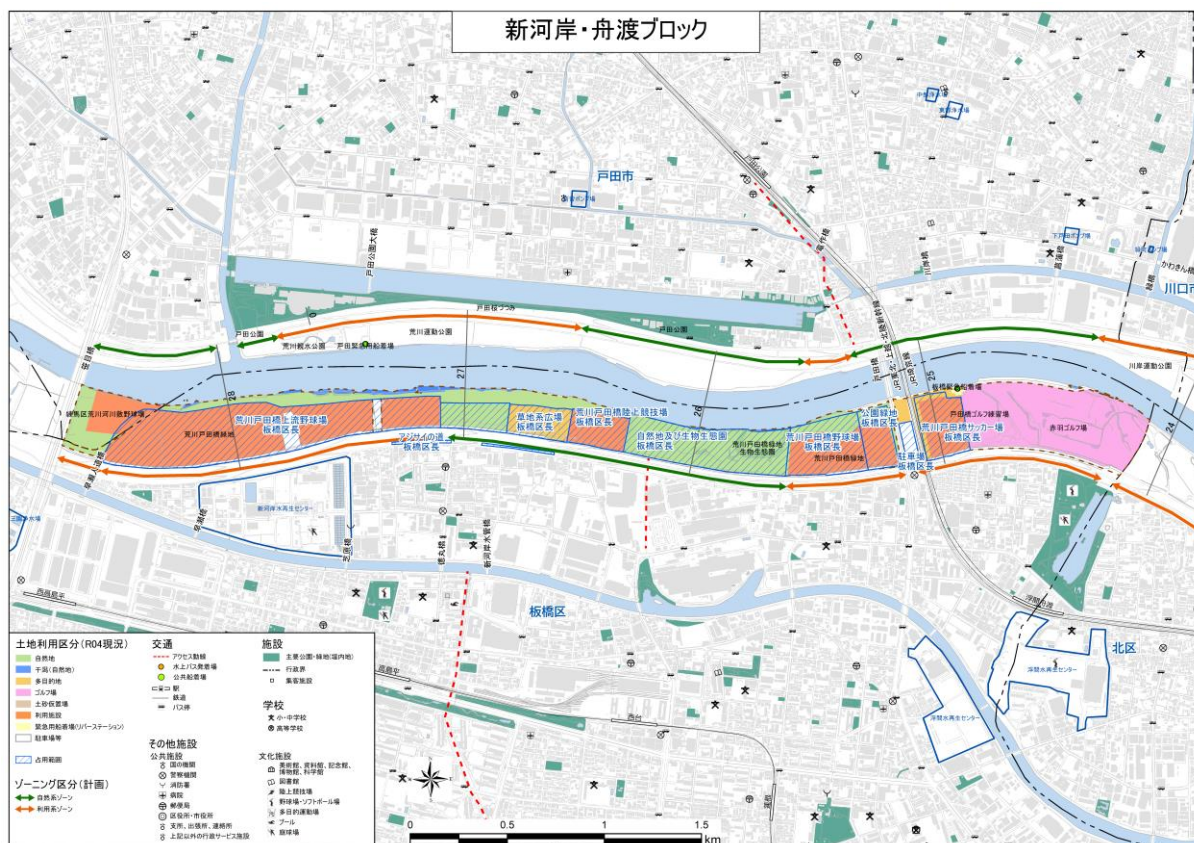


図 3-1 占用状況図

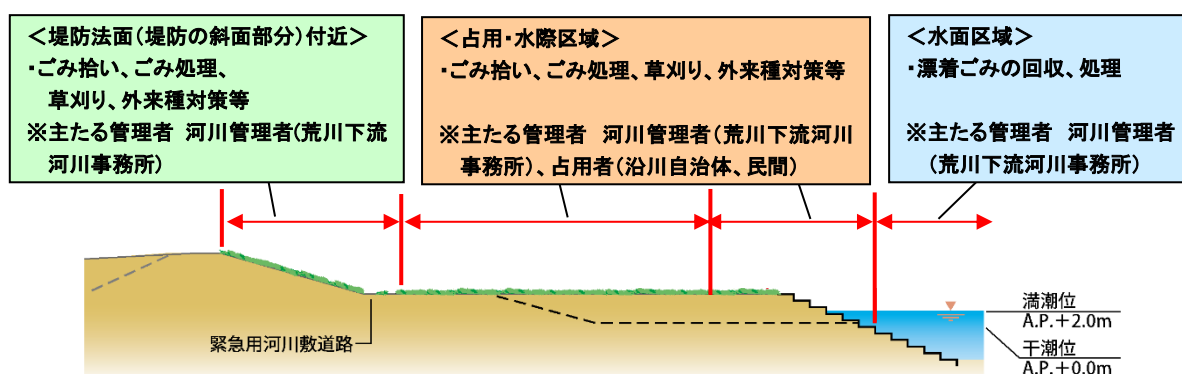


図 3-2 河川敷における維持管理のイメージ

3. 4. 沿川住民等が自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な沿川住民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する沿川住民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため行政と沿川住民の連携のもと、将来にわたり継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる住民活動への支援を推進する必要があります。

板橋区では自らできる川づくり支援のメニューを表 3-2 のとおりとし、荒川下流河川事務所と共に取り組んでいきます。

表 3-2 沿川住民等が自らできる川づくり支援の取組内容

No.	取組	内容	担当部署
1	市民活動の場の提供	知水資料館 3 階を開放して、活動の場を提供する。 板橋区リサイクルプラザの多目的室の貸出し、いたばし総合ボランティアセンターのボランティア・NPO ルームの貸出し及び地域センター内集会所・区民集会所等の貸出しを行う。	国：荒川下流河川事務所 地域連携課 板橋区：資源環境部 資源環境推進課 区民文化部 地域振興課
2	行政と区民の連携窓口の PR	行政と区民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的に PR する。	国：荒川下流河川事務所 地域連携課 板橋区：土木部みどりと公園課
3	ごみ袋の配布及びごみ袋の回収	区民が自主的に清掃活動をするために専用のごみ袋の配布及び回収を行う。	板橋区：土木部北部土木サービスセンター
4	河川敷を利用している区民や河川沿いに隣接している公共施設等との連携	河川敷を利用している区民や河川沿いの公共施設等と連携して良好な河川環境の維持に努める。	板橋区：区民文化部スポーツ振興課 土木部みどりと公園課

4. 地区別計画の実施

地区別計画は、各地区における概ね 20～30 年後の姿を示しています。今後はその実現に向け、着実な推進をしていくことが必要です。推進するにあたっては、計画の着実な実行、社会情勢の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善などにより、計画について再確認しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第 4 章では、今後も地域と共に地区別計画を推進していける仕組み、計画変更プロセス及びフォローアップ方法を示します。

4.1. 推進の仕組み

地区別計画はこれまで、沿川住民との議論を踏まえて、「荒川の将来を考える協議会」によって計画の策定・推進を図ってきました。

計画の更なる推進に向けては、今後も地域との協働により地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしての PDCA サイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

計画の推進体制は、地区別計画の策定主体である沿川自治体と河川管理者だけでなく、「沿川住民・活動団体等」と「行政」が連携・協働のうえで整備や維持管理を実施していきます。

4.2. 地区別計画書の周知

地区別計画を沿川住民と行政の連携・協働のもと推進するためには、本計画を沿川住民に広く周知していく必要があります。このため、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載による計画の周知・広報を推進します。

4.3. 地区別計画のフォローアップ

地区別計画では、計画の進捗状況などを経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。

4.4. 地区別計画の変更プロセス

フォローアップ等を踏まえ、将来像計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合、社会情勢の変化に対応する場合、新たなニーズや課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。

● お問い合わせ

荒川の将来を考える協議会 事務局

板橋区役所 土木部 みどりと公園課

TEL : 03-3579-2525

国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課

TEL : 03-3902-2311

荒川下流河川事務所ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html>

荒川将来像計画全体構想書 (R6年 1月改定)

～健康・Well-beingな川づくりを目指して～

「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being（ウェルビーイング）な状態へ



将来像計画とは

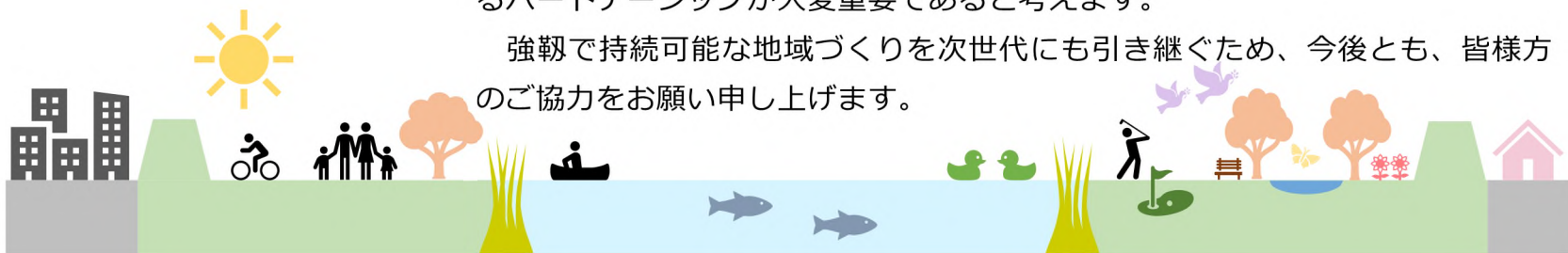
魅力的な川づくりのあるべき姿と 実現するための取組をとりまとめたもの

荒川下流部は、洪水の脅威からまちを守るための人工放水路として整備されてきました。令和 6(2024)年で通水100周年を迎えます。

その後時代の流れとともに、荒川の多様な機能と付加価値を高めることが求められ、流域に暮らす沿川市民や行政が協働し、治水・環境・利用の相互関係を大切にバランスの保たれた川づくりが進められています。

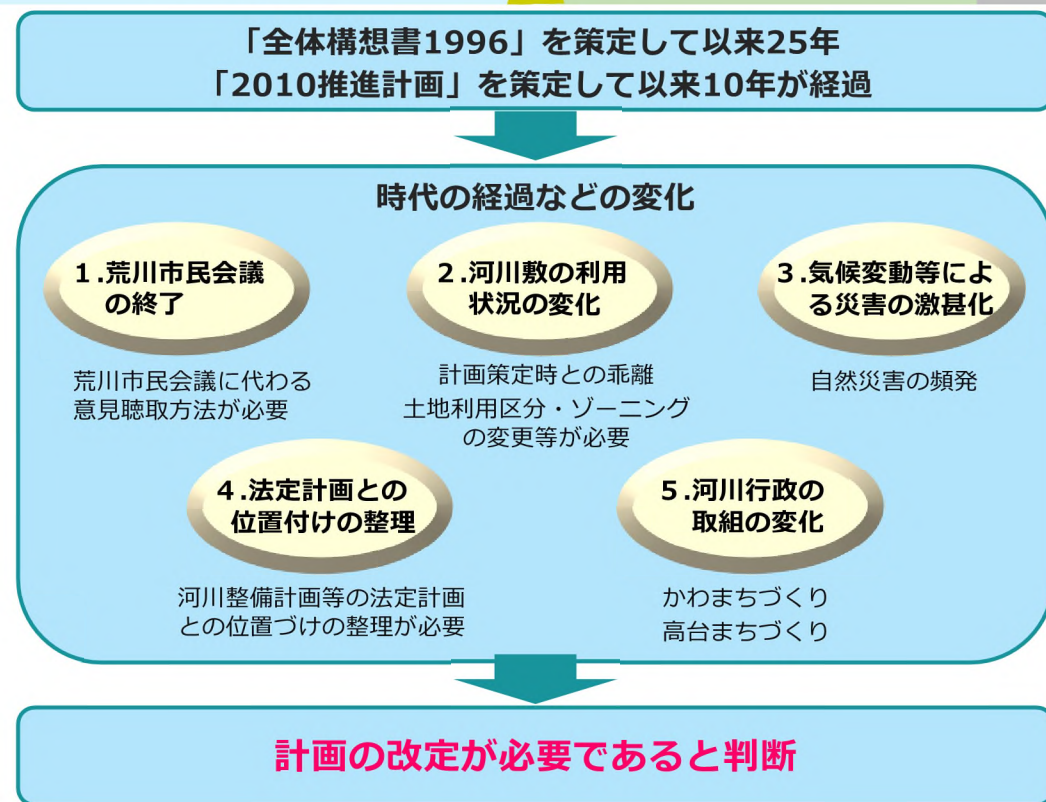
さらに、次の100年を見据えて、荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために、まさにこれから行動していかなければなりません。そのためには、荒川に関わるあらゆるひとが川への関心を持ち、川づくりへ積極的に参加できるパートナーシップが大変重要であると考えます。

強靱で持続可能な地域づくりを次世代にも引き継ぐため、今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げます。



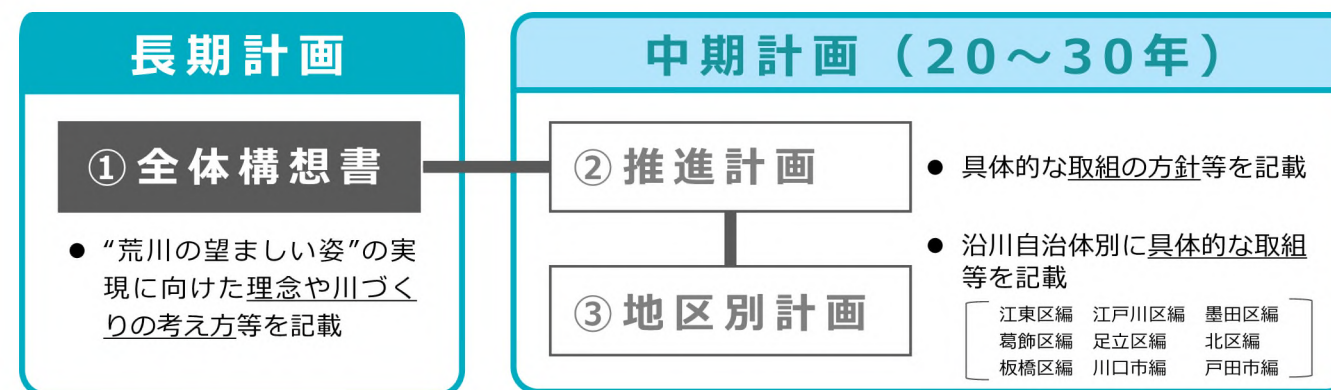
将来像計画改定の経緯

「荒川将来像計画全体構想書 1996」の策定から約25年、「荒川将来像計画2010推進計画」及び「荒川将来像計画2010地区別計画」の策定から約10年が経ち「荒川将来像計画2010推進計画」の目標年次を経過したため、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「荒川将来像計画全体構想書1996」を改定する運びとなりました。



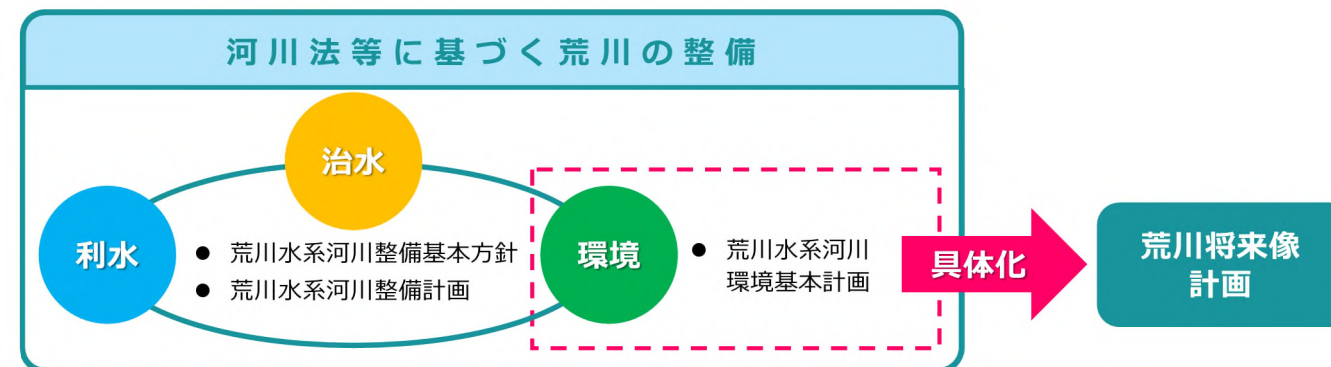
将来像計画の構成

将来像計画は ①全体構想書、②推進計画、③地区別計画から構成されています。



将来像計画の位置づけ

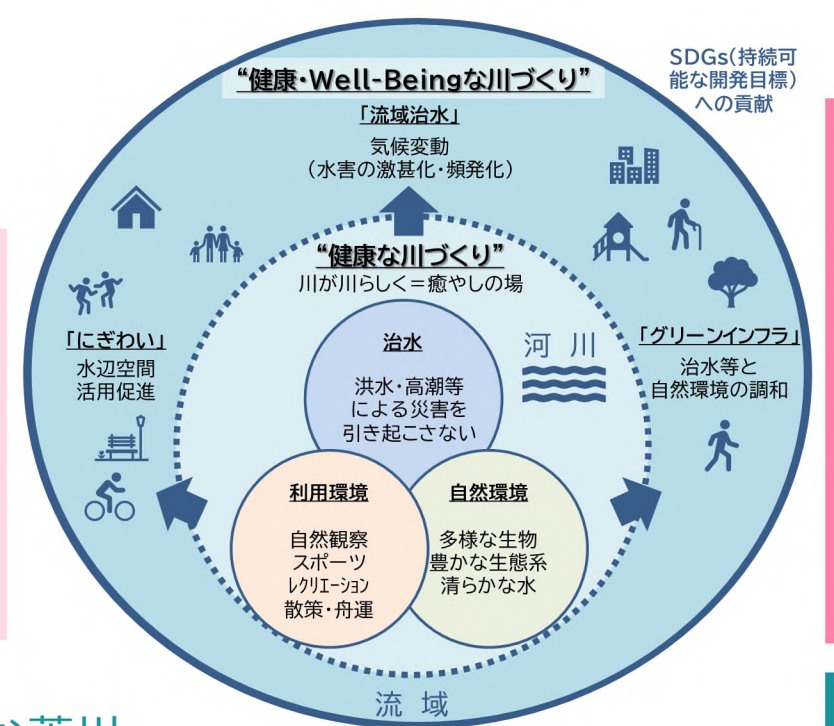
今後、荒川下流の沿川自治体と国土交通省荒川下流河川事務所では将来像計画の主旨を踏まえ、荒川下流の整備や維持管理を実施していきます。



課題	内容
1 荒川市民会議の終了	荒川市民会議が平成26年度以降終了している
2 河川敷の利用状況の変化	計画策定時との乖離が生じており、土地利用区分の変更等が必要である
3 気候変動等による災害の激甚化	気候変動等により激甚化する災害に対して、防災の記載の充実が必要である
4 法定計画との位置付けの整理	河川整備計画等の法定計画との位置付けの整理が必要である
5 河川行政の取組の変化	流域治水や賑わいの観点などの河川行政の取組が変化している

健康・Well-Being な川づくり

- 健康な川とは、流れてくる水が清らかで、川に棲む多様な生物が豊かな生態系を形成すると共に、自然観察や釣り、散策、スポーツ・レクリエーション、舟運等、様々な人間による様々な河川利用活動がバランス良く行われながら、洪水や高潮等による災害を引き起こさない状態を一言で象徴的に言い表したものです。
- 「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が、共に健康・Well-Being（ウェルビーイング）な状態へ変容していくことを目指します。
- 「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。



多くの生き物を育む荒川

大正13(1924)年の荒川放水路の通水以来100年に及ぶ時間の中で、荒川は旺盛な自然の営みを受け止めることにより、多様な生物の生息の場としての役割を果たしてきました。この自然の営みを尊重し、荒川ならではの自然環境を保全・創出・再生します。

これは、極度に都市化した沿川地域のなかにあっては、自然豊かな貴重な空間となるものです。また、沿川住民の方々が、自然と触れ合い、自然を学ぶ場ともなるものです。



安心して快適な暮らしができる安全な荒川

荒川は、沿川の海拔ゼロメートル地帯に数百万人の人口を抱えており、洪水や高潮、さらには地震が発生した時の被害は計り知れないものがあります。

そこで、このような災害に対しても安心して快適な暮らしが確保できるよう、安全な川として整備します。



あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川

多くの自然を育み、とうとうと流れる荒川は、地域社会の風景の大切な一部として親しまれてきました。

地域の原風景としての荒川を大切にしながら、子供からお年寄りまで、荒川に関わるあらゆる人、まちとのパートナーシップづくりを進め、連携して河川管理を進めていくことで、あらゆる人が安心して気軽に自然と触れ合い、水辺に親しみ、くつろげる快適な空間を創出します。



河川空間の節度ある利用ができる荒川

荒川の広大な空間は、自然観察や釣り、散策、スポーツ・レクリエーション、舟運など様々な人間による様々な河川利用活動を受けとめる場でもあります。

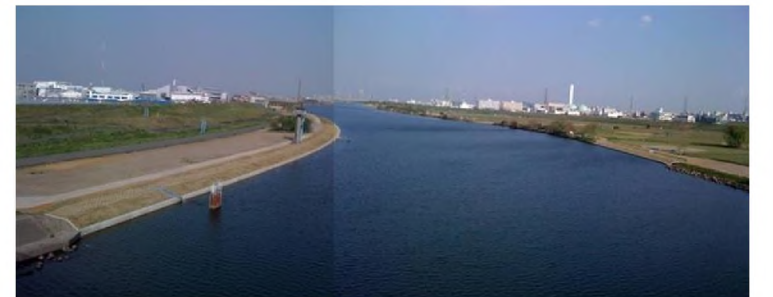
荒川の自然環境を尊重しながら快適に利用できる空間を創出し、節度ある利用を図ります。



きれいで豊かな水が流れる荒川

連続した広大な水面は、存在そのものが多様な価値を秘めており、その流れが清らかで豊かであればあるほど、荒川の価値は向上します。

清く美しく、とうとうと流れる荒川は、誰しものが共通して期待するものであり、今後もきれいで豊かな荒川になるように努めます。



1 自然豊かな川を創る

- ◆ 荒川らしい自然の拠点を保全、創出・再生
- ◆ ビオトープと生態系ネットワークの整備
- ◆ 街の自然との連携
- ◆ 水質改善

2 適正な利用と快適に楽しめる川を創る

- ◆ 将来的なゾーニングの設定及び適正な利用の促進
- ◆ 自然と共存した利用施設整備の推進
- ◆ 荒川に関するあらゆる人が快適に利用するための施設整備

3 安全な川を創る

- ◆ 着実な治水対策
- ◆ 超過洪水対策
- ◆ 地震に強い川

荒川将来像計画 推進計画（R6年1月改定）

～健康・Well-beingな川づくりを目指して～

「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being（ウェルビーイング）な状態へ

荒川将来像計画とは 荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組をとりまとめたものです。

推進計画の位置づけ

推進計画は、長期計画である全体構想書の理念・考え方にに基づき、荒川下流部全体の今後概ね20～30年後の望ましい姿を目指した計画として、次の構成で取りまとめた計画です。

荒川将来像計画の構成

長期計画

① 全体構想書

- “荒川の望ましい姿”の実現に向けた理念や川づくりの考え方等を記載

中期計画
(20～30年)

② 推進計画

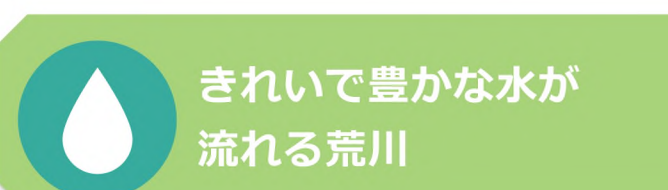
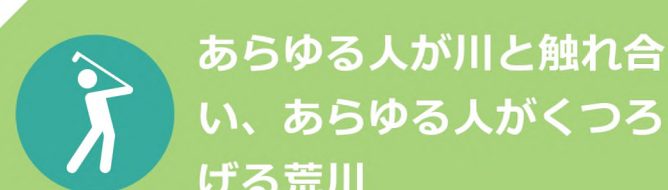
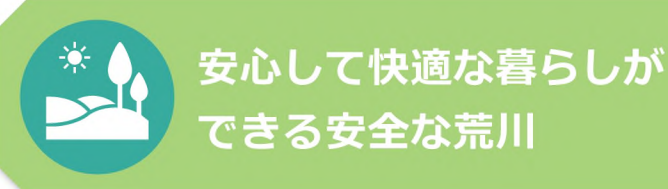
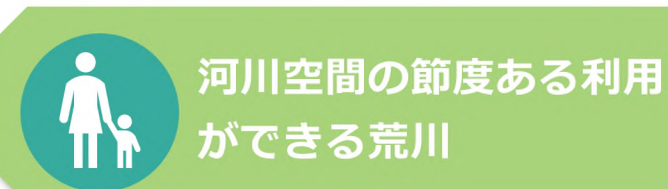
- 具体的な取組の方針等を記載

③ 地区別計画

- 沿川自治体別に具体的な取組等を記載

江東区編	江戸川区編	墨田区編
葛飾区編	足立区編	北区編
板橋区編	川口市編	戸田市編

将来像計画 テーマ・理念

健康・Well-beingな
川づくりを目指して

具体的な取り組み方針



自然豊かな水辺空間を再生する川づくり

ex.1 荒川らしい自然の拠点として現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、**都会に住む人々の“癒しの場”**として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。



適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

ex.2 荒川下流部では、令和4(2022)年7月に改定された「荒川下流河川敷利用ルール」に基づき、河川敷利用マナーの向上・啓発活動を進めています。今後も、本ルールに基づき、チラシ配布や看板の設置等により**利用者への周知・啓発に努めると共に**、あらゆる人がルールを知り、あらゆる人がルールを守るという環境づくりに努めていきます。

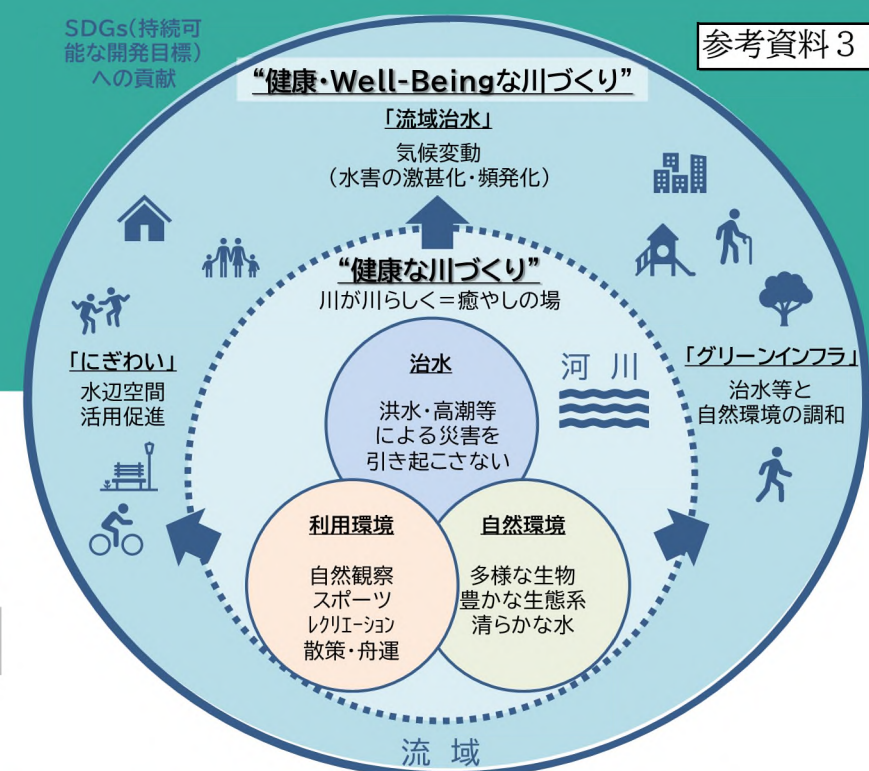


ex.3 沿川住民と行政が一体となり、荒川のゴミ問題を地域共有の問題として取り組んでいくため、「荒川下流部ゴミ対策アクションプラン(平成25年改定)」を策定し、活動を実施しています。今後とも、**ゴミの捨てにくい環境づくりや環境保全、美化意識の向上等**を沿川住民と行政が協働で取り組んでいきます。



ex.4 地域の活性化のために、**荒川に関わるまちの価値を高めるような取組として、にぎわい拠点の整備を進めます。**

ex.5 旧岩淵水門や荒川放水路の**歴史文化や地域のランドマークとしての景観を活かした荒川の景観づくりを進めます。**





災害に強い安全・安心を守る川づくり

ex.6

河川の整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流および左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ります。



ex.7

昨今の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化から、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進める必要があります。



パートナーシップによる川づくり

ex.8

今後は、さらに多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指します。



ex.9

住民活動の後継を育てていくためには、環境に関する教育が必要不可欠と考えます。荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校では、治水・防災、まちづくり、自然体験等の環境教育の場となり、持続可能な社会の人材づくりを進めます。

具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や大学等の研究活動と連携を深めていきます。



ゾーニング計画

土地利用区分

- 荒川将来像計画では、河川敷の土地利用を6つの区分に分類しています。
- これらの詳細な土地利用区分は、地区別計画において、現状の利用状況や沿川住民の意見を踏まえて検討し、設定するものとします。

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分		
			目的	利用例	
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する 荒川の川らしい姿を形成するための整備・維持管理 を実施	モニタリング調査	
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ 誰もが身近に触れ合える自然地として整備・維持管 理を実施	自然体験活動、自然観察、釣り、散 策、サイクリング、草摘み、虫取り	
	利用 地	多目的地	多目的に利用 誰もが多目的に利用できる場として、自然度を向上 させるような整備・維持管理を実施	散策、サイクリング、ピクニック、 球技以外のスポーツなどを含む誰も が自由に出入りできる緑地・公園・ 休憩施設等	
		ゴルフ場	ゴルフに利用 市民への敷地開放に向けた自然度の向上を検討	ゴルフ	
		土砂仮置き場	治水整備に伴う土砂の仮置き場として利用 仮置き場として利用しない場合は、自然度の高い場 所として維持管理を実施	河川工事の施行用地	
		利用 施設	グラウンド (各種競技場)	ゴルフ以外の特定スポーツで利用 芝生化など、自然度向上に向けた検討を実施	野球、サッカー、テニス、ゲート ボール、陸上競技等
			その他	スポーツ以外の特定の目的で利用	利便施設（休憩施設、ベンチ・四阿、 トイレ、駐車場）、船着場、緊急用 河川敷道路等

ゾーニング全体目標について

① 自然地の増加	② グラウンド面積の維持	③ 自然度の向上
自然地の全体面積の増加を図ります。	スポーツグラウンド全体の面積は、現状を維持します。	自然度向上を促進することで、自然環境の保全・再生を図ります。

荒川将来像計画の推進方策

「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしてのPDCAサイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

